

技術提案評価型（A II 型）総合評価落札方式一般競争入札

入札説明書（WTO 型）

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる工事の技術提案型（A II 型）総合評価落札方式一般競争入札等については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

（注）*印部分は、下の説明と併せて確認すること。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和2年7月1日 神戸市公告第315号
工事名	神戸駅周辺地区浸水対策事業
工事場所	神戸市中央区東川崎町4丁目1-18
完成期限	令和9年3月31日（ただし、雨水ポンプ場供用に伴う施設の引渡しは、令和8年3月31日）
工事概要	<p>（1）設計業務</p> <ul style="list-style-type: none">①雨水ポンプ場の調査・設計業務②雨水幹線（東川崎雨水幹線）及び雨水幹線への雨水排水切替えの調査・設計業務③既設雨水幹線（蟹川雨水幹線）の放流先の切替え・吐口の調査・設計業務④放流渠，吐口の調査・設計業務⑤場内整備の調査・設計業務⑥上記に関連して必要となる業務 <p>（2）施工業務</p> <ul style="list-style-type: none">①雨水ポンプ場の築造工事②雨水幹線（東川崎雨水幹線）の築造工事及び雨水幹線への雨水排水切替え工事③既設雨水幹線（蟹川雨水幹線）の放流先の切替え工事及び吐口の築造工事④放流渠，吐口の築造工事⑤場内整備工事⑥上記に関連して必要となる業務
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	<p>（1）本工事は、技術提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。</p> <p>（2）本工事は、技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量・単価表等の見積が必要な場合には見積等の提出を求め、予定価格を定める技術提案評価型（A II 型）総合評価落札方式の工事である。</p> <p>（3）本工事は、総価契約・単価合意方式の工事である。</p> <p>（4）本工事は、本工事に関する設計を自ら行う場合だけでなく、本工事に関する設計を構</p>

	<p>成員（建設コンサルタント）（以下「設計に係る構成員」という。）が行う場合、入札参加者より委託され本工事に関する設計の一部を行う者（以下「設計受託者」という。）との共同による技術提案等も認め、その内容を審査し、評価する事業である。</p> <p>（５）本工事で整備した雨水ポンプ場については、維持管理業務に係る委託契約を別途締結する予定である。</p>
--	--

2 入札に参加する者に必要な資格

文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含む。

設計・施工業務に関する事項	
形態	*A 単独企業又は特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社又は4社
共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件	
その1	
建設業の許可	土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数 *B	土木一式工事の総合評定値が900点以上、かつ、建築一式工事の総合評定値が900点以上
施工実績①	<p>下水道法上のポンプ場（揚排水能力3m³/秒以上のものに限る。）の土木及び建築部分の建設工事を、元請けとして平成17年度以降に完成させた施工実績があること。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい。</p> <p>なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事（大規模の改築）も実績として認める。</p>
施工実績②	内径2,000mm以上のシールド工事又は中大口径推進工事を元請けとして、平成17年度以降に完成させた施工実績を有していること。
その2	
建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数 *B	機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上、かつ、水道施設工事の総合評定値が1,000点以上
施工実績	<p>下水道法上の終末処理場又はポンプ場において、主ポンプ設備の設置工事を元請けとして平成17年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事を除く。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p>
その3	
建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可
施工実績	下水道法上の終末処理場又はポンプ場において、次に掲げる（１）、（２）の工事を元請けとして平成17年度以降に完成させた施工実績があること（同一

	<p>の工事である必要はない。)。ただし、いずれも補修工事に係るものを除く。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>(1) 水処理又は汚泥処理に係る電気設備工事（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。）。 (2) 高圧受変電設備工事（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る。）。</p>
構成員の組合せ及び入札参加に含むべき企業 *C	その1、その2、その3いずれの構成員も必ず含むこと。なお、複数の構成員の資格を1社で満たしてもよい。また、設計業務の全部又は大部分を一括して委託する場合は、設計企業を構成員に含むこと。
維持管理業務に関する事項	
形態	単独又は必要な条件を持たしている者により構成される維持管理共同体
資格	<p>(1) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。</p> <p>(2) 下水道処理施設維持管理者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。</p>
実績	平成17年度以降、下水道法上の終末処理場又はポンプ場において、維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、維持管理業務を実施した実績が入札日において1年以上あること。

本工事に関する設計を設計に係る構成員が行う場合、又は建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合に当該建設コンサルタントに必要な資格 *A'

<p>本件入札参加者が、本工事に関する設計を設計に係る構成員が行う場合、又は建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合は、その建設コンサルタント（以下「設計受託者」という。）に対して、以下の競争参加資格要件を設定する。</p>	
形態	単独企業又は必要な資格を満たしている者により構成される設計共同体
資格	<p>(1) 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項において読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)</p> <p>(2) 以下の①から③のいずれかを満たす、設計に係る設計主任技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。</p> <p>①技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道部門－下水道」とする。）の資格を有する者であること。</p> <p>② R C C M（選択部門は下水道とする。）の資格を有する者であること。</p> <p>③外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、①又は②相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。</p>

***A 形態が特定建設工事共同企業体である場合にさらに必要な資格**

- (1) 構成員の自主結成であること。
- (2) 共同請負について（昭和 28 年 3 月 10 日建設省発建第 9 号）に規定する甲型（共同施工方式）であること。又は、乙型（分担施工方式）であること。
- (3) 甲型の場合、各構成員の出資比率が、構成員が 2 社のときは 100 分の 30 以上、3 社のときは 100 分の 20 以上、4 社のときは 100 分の 15 以上であること。乙型の場合、本工事における各構成員の分担工事を定めること。
- (4) 甲型の場合、代表者の出資比率が、構成員中最大であること。
- (5) 本工事に関する設計を自ら行う場合、建築設計を行う構成企業内に一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること。
- (6) 各構成員（代表者を含む）が以下の条件を満たすこと。
 - ① 神戸市工事請負入札参加資格を有すること（神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 120 号（以下「規則」という。））第 3 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 4 第 1 項において読み替えて適用する規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する認定を受けていること。 ））。
 - ② 土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する構成員が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - ③ 本工事に関する設計を自ら行う場合、②に示す各工事を担当する各構成員が、以下のアからウのいずれかを満たす、設計に係る管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者（以下「設計技術者」という。 ）を当該設計に配置できること。管理技術者と設計主任技術者は兼務することができるが、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

なお、この場合において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼務することができる。

本工事に関する設計を設計受託者に委託する予定の場合、②に示す各工事を担当する各構成員が、以下のアからウのいずれかを満たす、設計に係る管理技術者を当該設計に配置できること。その場合、設計受託者が設計主任技術者及び照査技術者を配置すること。

なお、この場合において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

ア 技術士（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、または総合技術監理部門（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか））の資格を有する者であること。

イ R C C M（選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか）の資格を有する者であること。

ウ 外国資格を有する技術者（わが国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。 ）で、ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。
 - ④ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ⑤ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決

定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

- ⑥ この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。
- ⑦ 本工事に係る発注者支援業務の受託者（株式会社東京設計事務所、株式会社日本総合研究所、西村あさひ法律事務所、株式会社新土木開発コンサルタント）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

***A' 設計に係る構成員及び設計受託者にさらに必要な資格**

- (1) 以下の条件を満たすこと。ただし、設計業務の一部を委託する場合は、設計内容に応じて①から④に示す条件を委託先のコンサルタントが満たすこと。
 - ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ② 建築担当技術者として一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること。
 - ③ 平成 17 年度以降に、下水道法上のポンプ場（揚排水能力が 3 m³/秒以上のものに限る）の実施設計業務（土木・建築、機械設備、電気設備の全ての工種を含むものに限る）の履行実績があること。
 - ④ 平成 17 年度以降において、内径 2,000mm 以上のシールド工事及び中大口径推進工事に係る実施設計業務の履行実績があること。
- (2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業からの設計受託を予定していないこと。
- (5) 本工事に係る発注者支援業務の受託者（株式会社東京設計事務所、株式会社日本総合研究所、西村あさひ法律事務所、株式会社新土木開発コンサルタント）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の設計受託者の変更は認めない。やむを得ず設計受託者を変更する際は、本市の承諾を得ること。

***B 経営事項審査の結果の点数を要件としている場合**

経営事項審査の結果の点数は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過しないものに限る。

***C 設計を行う企業を構成員とする場合の条件**

本工事に関する設計業務の全部又は大部分を一括して委託する場合は、設計を行う企業を構成員に

含むこと。この場合の設計を行う企業の条件は、「*A' 設計に係る構成員及び設計受託者にさらに必要な資格」に示す要件に加え、当該設計業務に対して管理技術者を配置すること。

なお、本工事に関する設計業務の大部分の定義は、本紙 1 工事概要の（1）の①から⑥に示す業務内容のうち、委託の範囲が全体作業量の過半とする。

3 要求水準書 他関係資料の貸与

対象者	入札参加を希望する者
日時	この公告の日から最終の入札予定日時の日までの間
形式	P D F ファイル形式又は E x c e l 形式又は W o r d 形式にしたもの
方法	神戸市ホームページ内の本工事に関するホームページ（以下「本工事ホームページ」という。）（ https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/kobeeki2020.html ）に掲載するので、ダウンロードすること。
要求水準書他関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針 ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書 ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 落札者決定基準 ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 様式集 ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 基本協定書（案） ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 工事請負契約書（案） ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 維持管理業務委託契約書（案） ・神戸駅周辺地区浸水対策事業 技術対話要領※1 <p>この入札説明書と上記資料は一体をなるものとして取扱う。（以下合わせて「入札説明書等」という。）</p>
その他	契約に至らなかった入札参加者は、貸与資料を速やかに破棄又は削除すること。

※1_技術対話要領は、入札参加資格通過者のみに別途通知する。

4 入札説明書等に関する質疑回答

(1) この入札説明書等に関する質疑を以下の要領で受付ける。

①質疑事項及び受付期間

ア 入札参加資格に関する質疑 令和 2 年 7 月 1 日（水）から 7 月 10 日（金）午後 5 時

イ 入札参加資格以外に関する質疑 令和 2 年 7 月 1 日（水）から 7 月 29 日（水）午後 5 時

②提出先 建設局下水道部経営管理課業務係

③提出様式 質問書様式（①アは様式第 1-1 号，①イは様式第 1-2 号）によること。

④提出方法 電子メール（宛先メールアドレス gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp）

件名は①アは「質疑（入札参加資格）（企業名）」，

①イは「質疑（入札参加資格以外）（企業名）」とすること。

(2) 回答は、本工事に関するホームページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/kobeeki2020.html>）に掲載します。掲載予定日は以下のとおり。

(1) ①アの質疑への回答 令和 2 年 7 月 22 日（水）

(1) ①イの質疑への回答 令和 2 年 9 月 1 日（火）

(3) 回答書は入札説明書等の追補とみなし、優先順位第一位となります。ただし、技術資料の作成に

関する質疑のうち、入札参加者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札参加者にのみ回答することもあります。

- (4) 令和2年5月27日に本工事ホームページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/kobeeki2020.html>) で掲載を行った「実施方針(案)への質疑及び回答」及び「要求水準書(案)への質疑及び回答」は、入札時においても有効となる資料である。ただし、「実施方針(案)への質疑及び回答」及び「要求水準書(案)への質疑及び回答」と重複する質疑が(1)①ア及びイであった場合は、当該(1)①ア及びイの質疑に対する回答を正とする。

5 入札参加資格の審査の申請方法 *D

受付期間	令和2年7月27日(月)～8月7日(金)	*E
提出書類	(1) 一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2-3号) (2) 資本関係・人的関係調書(様式第2-4号) *F (3) 本事業に係る共同企業体であることを確認する書類 *G ア 本事業に係る共同企業体認定申請書(JV様式第2-1号, 単独様式2-1') イ 特定建設工事共同企業体協定書(JV様式第2-2号(甲型), 又はJV様式第2-2'号(乙型)) *H (4) 施工業務実績調書(様式第2-5号) (5) 施工実績調書の内容が確認できる書類 *I (6) 配置予定技術者届(様式第2-6号) *J (7) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し (8) 設計業務実績調書(様式第2-7号) *K (9) 設計業務実績調書の内容が確認できる書類 *I' (10) 配置予定設計技術者届(様式第2-8号) *J' (11) 維持管理業務実績調書(様式第2-9号) (12) 設計業務の役割分担調書(様式第2-10号) (13) 入札参加資格審査結果通知返信用封筒(長3号(120mm×235mm)の封筒に、返信先を記載し、94円切手を貼り付けたもの)	
受付場所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課業務係	

*D 申請方法

- (1) 提出書類の様式は、本工事ホームページからダウンロードすること。提出部数は、上表(3)イを除き、各1部とする。
- (2) 提出方法は、経営管理課あて郵送又は持参すること。
- (3) その他
 - ① 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - ② 提出された書類は、返却しない。
 - ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

***E 受付期間**

受付は、持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

郵送で提出する場合は、受付期間の最終日時までに経営管理課に到達しておくこととする。

なお、郵送に当たっては、必ず郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。

***F 資本関係・人的関係調書を求めている場合**

入札参加資格の審査の申請をする者の形態（単独企業・共同企業体）を問わず提出すること。入札参加資格の審査の申請をする者が単独企業である場合は当該会社、共同企業体である場合は当該共同企業体の各構成員の全てを記入し、調書を提出すること。

入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、調書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の調書を提出すること。

なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ（入札参加資格を有する旨の通知後においては、入札辞退の届け出）を行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

***G 特定建設工事共同企業体であることを確認する書類を求めている場合**

書類の様式は、神戸市共同企業体取扱要綱（平成6年11月11日市長決定）の様式（以下「JV様式」という。）等による。

***H 特定建設工事共同企業体協定書を求めている場合**

提出部数は、構成員の数に1を加えて得た数とすること。なお、当該協定書のうち構成員の数に相当する部数については、提出時に確認の上、返却する。

***I 施工実績調書の内容が確認できる書類を求めている場合**

原則としてCORINS工事カルテの竣工時登録データー式によること。

CORINS工事カルテだけでは上記施工実績が確認できない場合は、設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。

CORINS工事カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しによること。

***J 配置予定技術者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。

技術者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要である。

請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することが必要である。

ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第349号）三「（2）監理技術者等の専任期間」に定める以下①～④の期間（①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）、②工

事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間、③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間、④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間）については専任を要しない。

他の工事における配置予定技術者と重複してもかまわないが、開札の日が同じである複数の工事の入札に参加しようとする場合は、当該入札全部にかかる配置予定技術者の実人数が当該入札件数未満であってはならない。

入札参加資格の審査の申請をする者が共同企業体である場合は、施工に関わる構成員全員の分を提出すること。

入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、他の工事を受注したこと等により、記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに他の者を配置予定技術者として提出すること。他の者を配置予定技術者としてできない場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げを行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

なお、入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定技術者の中から、実際に配置する技術者を選定すること。

***K 設計業務実績調書を求めている場合**

本工事に関する設計を設計に係る構成員が行う場合、又は建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合に提出すること。

***I' 設計業務実績調書の内容が確認できる書類を求めている場合**

本工事に関する設計を設計に係る構成員が行う場合、又は建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合に提出すること。

原則としてTECRIS業務カルテのデータ一式によること。

TECRIS業務カルテだけでは上記業務実績が確認できない場合は、設計図書、業務内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。

TECRIS業務カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、業務内訳明細書、位置図、平面図の等の写しによること。

***J' 配置予定設計技術者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。

技術者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要である。

入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定設計技術者の中から、実際に配置する技術者を選定すること。

6 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認及び結果の通知

(1) 結果の通知

令和2年8月18日（火）

- (2) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）は提出された書類により審査し、その結果は個別案件ごとに指定する日に郵送で、入札参加資格審査結果通知書により通知します。
- (3) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付します。
- (4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。
- (5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で経営管理課に提出してください。（様式自由。紙書類により提出すること。）
- (6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

7 技術提案書の提出

(1) 提出する技術提案書

要求水準書をはじめ入札説明書等に基づき、設計及び施工並びに維持管理を立案し、その内容を示した技術提案書を提出すること。

提出する技術提案書は、様式集の「1 様式一覧 (3)技術提案書様式」のとおり。様式集の「2 技術提案書の作成要領等」及び入札説明書等に基づいて作成し、提出すること。

様式は、本事業ホームページからダウンロードすること。

提出部数、電子データのファイル形式及び提出媒体等については様式集の「2 技術提案書の作成要領等」のとおりとする。

(2) 技術提案書及び見積書の提出方法

提出方法は、経営管理課への持参による。

(3) 技術提案書の提出日時

第1日目 令和2年10月21日（水）午前9時から正午、午後1時から午後5時

第2日目 令和2年10月22日（木）午前9時から正午、午後1時から午後5時

8 技術提案に関する確認及び改善された技術提案及び見積書の提出日時等

(1) 技術提案の改善（技術対話）

① 技術対話について、発注者と入札参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は入札参加者に提案を改善する機会を与える。

技術対話の実施時期 令和2年11月17日（火）から11月18日（水）

なお、日時及び場所は、入札参加者ごとに連絡する。

② 提案者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

③ 設計についての技術提案を適切に評価するため、原則として、設計受託者の同席を求める。

④ 技術提案書の記載内容について、事業者プレゼンテーション及び技術対話により、要求水準に定める要件を満たしているかどうかを確認し、要件を満たしていない場合には、事業者が提出した技術提案に対する改善を通知する。改善通知の予定日は以下のとおりとする。

改善通知 令和2年11月25日(水)

(2) 改善された技術提案(再技術提案書)の提出日時等

提出日時 令和2年12月24日(木)から12月25日(金)

午前9時から正午, 午後1時から午後5時

提出方法 経営管理課への持参による。

なお, 改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが, 本市が要求する資料の提出には応じなければならない。

(3) 改善された技術提案又は技術提案(改善通知を受けていない技術提案)に対する設計数量及び見積書の提出日時等

技術提案に対応した設計数量及び見積書を提出することを求める。提出日時は, 以下のとおりとする。

提出日時 令和2年12月24日(木)から12月25日(金)

午前9時から正午, 午後1時から午後5時

また, 見積書の様式は様式第5-1号から5-7号を使用すること。土木・建築・機械・電気の工種ごとに以下の資料を参考に, 工事区分, 工種, 細別に相当する項目で作成し, 対応する単位, 数量, 単価, 金額を表示する。

実施設計:	「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度—設計委託—」 「設計業務等標準積算基準書 令和2年度版」
土木工事:	「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度—ポンプ場・処理場—」 「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度—管路編—」
建築工事:	「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度—ポンプ場・処理場—」 「公共建築工事積算基準 平成28年改訂」 「公共建築工事標準仕様書 平成31年度版」 「公共建築工事内訳書標準様式(設備工事) 平成30年度改定」
機械設備工事:	「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度—ポンプ場・処理場—」
電気設備工事:	「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度—ポンプ場・処理場—」

また, 可能な限り規格を記載する。提出は紙(片面A4サイズ)及び電子データとする。電子データの提出は下記によること。

- ・Microsoft Excel(2013形式以下のもの)
- ・提出媒体はCD-R, DVD-Rのいずれかとする。

見積書は, 予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものであり, 入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 技術提案に対する審査内容

技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合があります。

(5) 維持管理業務に係る参考見積書

雨水ポンプ場の供用開始から令和28年3月31日までの維持管理費に係る参考見積書(様式第5-9号)を提出すること。

なお, 参考見積書の内容について, 8項に示す技術対話時に内容の確認し, 本市の考えと大きな齟齬がある場合には, 事業者が提出した参考見積書に対して改善を通知する。改善通知の予定日は以下の

とおりとする。

改善通知 令和2年11月25日(水)

また、改善された参考見積書の提出日時は、以下のとおりとする。

提出日時 令和2年12月24日(木)から12月25日(金)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

(6) その他(8, 9共通)

- ① 以下の場合、当該入札は失格とする。
 - ア 技術資料の全部又は一部を提出しない場合
 - イ 技術資料に虚偽の記載がある場合
 - ウ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合
- ② 9(2)の提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出された技術資料に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- ④ 技術資料の作成、提出に係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- ⑤ 提出された技術資料は返却しない。
- ⑥ 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。

9 総合評価に関する事項

(1) 評価基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。(詳細は「落札者決定基準」による。)

① 技術評価点

入札参加者から提出された技術提案書の内容に応じ、「落札者決定基準」別紙表一2の「技術評価点の評価項目及び配点」に基づき評価を行い、技術評価点(60点満点)を算出する。

② 価格評価点

入札参加者による本工事の入札価格について「落札者決定基準」に基づき評価を行い、価格評価点(40点満点)を算出する。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、上記(1)①と②を合計して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としなないことがある。

また、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、それらの者のうち、技術評価点の最も高い者を落札者とし、技術評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

10 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認及び結果の通知

(1) 結果の通知

令和3年2月18日（木）

- (2) 入札参加資格（技術提案に関する要件）は提出された書類により審査し、その結果は個別案件ごとに指定する日に郵送で、入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (3) 入札参加資格（技術提案に関する要件）がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付す。
- (4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。
- (5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で経営管理課に提出すること（様式事由。紙書類により提出すること。）。
- (6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答する。

11 入札の日時及び場所等

(1) 持参の場合

日時	令和3年3月4日（木） 午前9時から午前10時まで
方法	入札書（様式第5-8号）を必要書類（下記（3）(1)参照）を添付の上、封筒（様式は自由）に入れ封緘し、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、下記窓口に提出すること。
場所	経営管理課

(2) 郵送の場合

方法	入札書（様式第5-8号）を、必要書類（下記（3）(1)参照）を添付の上、封筒（様式は自由）に入れ封緘し、さらに別の封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書きし、書留郵便で送付すること。
日時	持参の場合の日の前日の午後5時までに、下記あて先に到着していること。
あて先	郵便番号 651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F 神戸市建設局下水道部経営管理課業務係

(3) 入札書の添付書類、入札の方法等

入札について	(1) 入札書に添付する必要書類について 入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めますので、入札書（様式第5-8号）提出時に以下の書類を全て添付してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とします。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合、入札を無効とします。
	・ 事業費内訳書（様式第5-1号） ・ 設計費内訳書（様式第5-2号） ・ 本工事費内訳書（様式第5-3号）

	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事価格内訳書（様式第 5-4-1 号） ・土木工事価格明細書（様式第 5-4-2 号） ・建築工事価格内訳書（様式第 5-5-1 号）※建築設備工事含む ・建築工事価格明細書（様式第 5-5-2 号）※建築設備工事含む ・機械設備工事価格内訳書（様式第 5-6-1 号） ・機械設備工事価格明細書（様式第 5-6-2 号） ・電気設備工事価格内訳書（様式第 5-7-1 号） ・電気設備工事価格明細書（様式第 5-7-2 号） <p>(2) 入札書記載金額について</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
辞退の方法	紙書類により、辞退届を提出すること（様式自由）。

12 開札予定日及び方法

開札予定日時	令和 3 年 3 月 5 日（金）午前 10 時 30 分を予定
場所	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号コンコルディア神戸 3F 神戸市建設局下水道部第 1 会議室

13 技術資料の評価の公表と説明の請求

- (1) 技術資料の評価（技術評価点）は、落札者決定後に公表する。
- (2) 技術資料の評価について不服のある入札者は、入札結果の公表の翌日から起算して 5 日（土・日・祝日を除く。）以内に、市長に対して、評価についての説明を求めることができる。
- (3) (2) により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で経営管理課に提出すること（様式自由。紙書類により提出すること。）。
- (4) (3) による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して 5 日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答する。

14 契約などに係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。落札者は、速やかに経営管理課で契約書類等を受領し、速やかに所定の契約手続きをしてください。所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

(2) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付した

ときは、契約保証金に代えることができる。

また、履行保証保険契約の締結、又は公共工事履行保証証券による保証を行った場合は、契約保証金の納付は免除する。

(3) 担保期間に関する事項

担保期間は、要求水準書において定められた期間とする。

なお、低入札価格調査を経た契約についても同様とする。

(4) 現場代理人に関する事項

契約に際して現場代理人を定め、本市に通知すること。現場代理人は、本市が認める場合を除き、工事現場に常駐する必要がある。

また、本工事期間は専任となる。現場代理人は、請負人と直接的雇用関係にある者のうちから選任すること。

なお、現場代理人は主任技術者や監理技術者と兼ねることができる。

(5) 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。

(6) 社会保険加入に関する事項

建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領(平成31年3月22日行財契第1423号通知)に従い、手続きを行うこと。

社会保険未加入建設業者は、請負人となることができない。

また、原則として社会保険未加入建設業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることはできない。

社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)をいう。

①健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

②厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

③雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(7) 本事業の工事請負契約約款38条関係

設計・施工について、各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、概ね次のとおりとする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0.1%	4.9%	20%	25%	28%	21%	1%

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

15 その他

仮契約の有無 *L	無
予定価格 (消費税相当額を除く)	事後公表 技術提案書の審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を本市で算定する。なお、適切な計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。 なお、予定価格を超過した価格をもって入札した者は、失格とする。
低入札価格調査制度適用の	有

有無	当該工事は低入札価格調査制度の適用対象工事とする。低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査等を実施の上、落札者を決定する。
失格基準価格の設定	無
照会先	神戸市建設局下水道部経営管理課業務係（電話番号 078-806-8036）
その他	*M

***L**

● 仮契約が「無」の場合

仮契約は締結せず、契約の相手方が決定後、速やかに本契約を締結する。

***M**

M-1 入札及び契約に関する事務を担当する部局

(1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F

神戸市建設局下水道部経営管理課業務係（電話番号 078-806-8036）

(2) 契約に関する事務を担当する部局

(1) と同じ。

M-1' 技術的事項（技術提案、技術対話など）に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F

神戸市建設局下水道部経営管理課管理係（電話番号 078-806-8764）

M-2 工事概要を示した設計図書等、神戸市契約規則及び神戸市請負契約約款の閲覧

日時	公告の日～最終入札予定日時
閲覧方法	本工事ホームページ (https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/kobeeki2020.html) からダウンロードできる。

M-3 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除する。

M-4 入札方法等

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市の職員を立ち会わせて開札を行う。
- (2) 入札の手続における交渉は行わない。
- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

M-5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の用意な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (12) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

M-6 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

M-7 その他

- (1) 神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定されていない者の参加（設計受託者の場合は、当該又は神戸市物品等入札参加資格。以下同じ。）

本件入札への参加を希望される時点で神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定されていない場合は、入札参加に当たって、別途当該資格の認定に関する申請を行い、その認定を受ける必要がある。申請に必要な手続きは、下記のとおりである。

なお、入札参加資格の審査の受付期間の最終日及び開札の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定されていない者も当該入札参加資格の審査に必要な書類を提出することができるが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに神戸市工事請負入札参加資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければならない。

ア 申請先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5147）

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記申請先で市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）無料で交付する。

ウ 申請期限

令和2年8月7日（金）午後5時まで

- (2) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する

者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 入札にあたって談合行為等（神戸市工事請負契約約款記載の「談合行為その他の不正行為に対する措置」の条第1項各号の規定によるこの違法行為をいう。）を行い契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがある。

(4) 低入札価格調査に係る基準価格未滿で入札しようとする者は、低入札価格調査手続要綱（平成8年1月22日市長決定）第6条に係る資料を入札日までに準備し、開札後直ちに経営管理課に提出できるようにすること。（低入札価格調査手続要綱及び提出資料の様式は神戸市電子入札サイト（<http://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）からダウンロードすること。）。

なお、本工事は総合評価落札方式のため、同要綱を適用する場合においては、同要綱の規定中「最低価格入札者」とあるのは「評価値の最も高い者」と、「次順位者」とあるのは「評価値の次順位者」と読み替えるものとする。

(5) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができる。

(6) 入札手続に係る電子メール使用の留意事項

手続書類の提出方法に電子メールを指定している場合は、メールの不受理を防止するため、開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与して送信すること。

参考（落札者選定スケジュール）

時 期	内 容
令和2年7月1日（水）	入札公告
令和2年7月10日（金）	入札説明書（入札参加資格）に関する質疑の締切り
令和2年7月22日（水）	入札説明書（入札参加資格）に関する質疑の回答の公表
令和2年7月29日（水）	入札説明書（入札参加資格以外に関する事項）等※1に関する質疑の締切り
令和2年8月7日（金）	入札参加資格の審査の申請書類の締切り
令和2年8月18日（火）	入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の結果の通知
令和2年9月1日（火）	入札説明書（入札参加資格以外に関する事項）等※1に関する質疑の回答の公表
令和2年10月21日（水） から10月22日（木）	技術提案書の提出の締切り
令和2年11月17日（火） から11月18日（水）	事業者ヒアリング及び技術対話の実施
令和2年11月25日（水）	技術提案内容に対する改善通知
令和2年12月24日（木） から12月25日（金）	改善技術提案及び見積書の提出の締切り
令和3年1月27日（水）	見積書に対する事業者ヒアリング
令和3年2月18日（木）	入札参加資格（技術提案に関する要件）の結果の通知
令和3年3月4日（木）	入札書の提出の締切り
令和3年3月5日（金）	入札執行（開札）
令和3年3月19日（金）	落札者の決定
令和3年3月下旬	基本協定及び工事請負契約の締結
契約締結後速やかに	設計・施工に係る業務及び工事着手
令和8年3月末まで	供用開始（維持管理業務開始）
令和9年3月末まで	工事の完了

R2.7.22 修正箇所

・入札参加資格の提出書類に様式集 2-10 号を追加しました。

R2.7.30 修正箇所

・様式第 2-4 号の修正に伴い、*F の記述を修正しました。